

令和 6 年度「東京都環境影響評価審議会」第一部会（第 1 回）議事録

■日時 令和 6 年 4 月 2 3 日（火） 午前 1 0 時 0 0 分～午前 1 1 時 2 1 分

■場所 対面及びオンラインの併用

■出席委員

柳会長、奥部会長、飯泉委員、玄委員、高橋委員、堤委員、速水委員、水本委員、横田委員

■議事内容

環境影響評価書案に係る質疑及び審議

六本木五丁目西地区市街地再開発事業【2 回目】

⇒ 選定した項目【大気汚染】【騒音・振動】【日影】【電波障害】【風環境】【景觀】及び【史跡・文化財】について、質疑及び審議を行った。

令和 6 年度
「東京都環境影響評価審議会」
第一部会（第 1 回）
速 記 録

令和 6 年 4 月 2 3 日（火）
対面及びオンライン併用

(午前10時00分 開会)

○藤間アセスメント担当課長 それでは、定刻になりましたので、東京都環境影響評価審議会第一部会を始めさせていただきます。本日は御出席いただき、ありがとうございます。

それでは、本日の委員の出席状況につきまして、事務局から御報告申し上げます。現在、委員12名のうち8名¹の御出席をいただいております、定足数を満たしております。

これより、令和6年度第1回第一部会の開催をお願いいたします。

なお、本日は傍聴の申し出がございます。

それでは、部会長、よろしくお願いいたします。

○奥部会長 はい。分かりました。皆様、おはようございます。

それでは、会議に入ります前に、本日は傍聴を希望する方がおられます。なお、本会議の傍聴はWEB上での傍聴のみとなっております。それでは、傍聴人の方を入室させてください。

(傍聴人入室)

○藤間アセスメント担当課長 傍聴人の方、入室されました。

○奥部会長 分かりました。

では、ただいまから第一部会を開催いたします。

本日の会議は、次第にありますように、「六本木五丁目西地区市街地再開発事業」環境影響評価書案に係る質疑及び審議【2回目】となります。

それでは、次第1の「六本木五丁目西地区市街地再開発事業」環境影響評価書案にかかる質疑及び審議を行います。

まず、事業者の方に御出席いただきます。事業者の方は入室してください。

(事業者入室)

○奥部会長 本事業の審議につきましては、3回審議予定のうちの2回目となります。事業者の出席は今回までとなりますので、委員の皆様には、御担当いただいている評価項目について、専門的な見地から十分に議論を深めていただきたいと考えております。

本日の進め方ですが、最初に事務局から前回の審議内容を説明していただきます。説明のあと、事業者の回答内容の再確認を含め、事業者に対する質疑を行います。質疑が終了しましたら、事業者の方は退室していただきます。そのあと、次回の総括審議に向けて、

¹ 途中1名出席し9名となった。

各委員より総括審議事項の候補となる事項を挙げていただきたいと考えております。御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○藤間アセスメント担当課長 それでは、資料１－１を御覧ください。

資料１－１は、前回の部会における審議の内容を整理したものととなります。

委員からの指摘、質問事項等を環境影響評価項目ごとに、【大気汚染】 【騒音・振動】 【日影、風環境 共通】 【史跡・文化財】 【その他】の順序で取りまとめており、合計２７件となりました。前回の指摘、質問事項などは、取扱い欄に前回の日付として「（３/２６）」と記載しています。

要約して内容を御説明いたします。

【大気汚染】の番号１として、都民の意見に対してコミュニケーションできているのか懸念があるとの御指摘がございました。

事業者からは、直接会ってやり取りしていないので、表現として固くなっているというところはある。意見に対して話合いができるときは、しっかり対応していきたいとの説明がございました。

【大気汚染】の番号２として、例えば、駐車場の排気と関連車両の走行といった複合影響について質問がございました。

事業者からは、複合影響としては見ておらず、起こったこととしても、各項目の数値が十分に小さいので、大きな影響が出ることはないが、記載の仕方について検討していくとの回答がございました。

【大気汚染】の番号３として、バックグラウンド濃度の取り方について御指摘がございました。

事業者からは、車の影響に関しては、一般的な環境に将来の交通量と土地利用に伴い発生する交通量をオンしている。一方、熱源施設や駐車場に関しては、一般的な地域と捉え、一般的な地域に熱源や駐車場が共用することによる影響を付加して予測しているとの説明がございました。

【騒音・振動】の番号１として、建設機器の稼働について、勧告値ぎりぎりのため、環境保全措置を徹底するとともに、必要に応じてその他の措置を取るようとの御意見がございました。

事業者からは、関係法令の基準を遵守した上で、様々な防音対策を講じること、また、

必要に応じてその他の追加措置に関して検討するとの回答がございました。

【騒音・振動】の番号2として、工事用車両について、鳥居坂通りで環境基準を超過しており、周辺に教育福祉施設もあるため、走行量をできるだけ増やさない計画の検討とともに、適切な騒音対策を行うようにとの御意見がございました。

事業者からは、工事用車両計画の運行計画を検討し、また、周辺の開発事業者と情報を共有し、工事車両の走行台数の調整を検討するとの回答がございました。

【騒音・振動】の番号3として、関連車両の予測評価について、自主的に説明するべきではないかとの御意見がございました。

事業者からは、供用後の予測については、環境影響評価とは別に、都市再生特別地区の都市計画手続の調整を進めるに当たり実施しており、関連車両による周辺影響は少ないと考えているとの回答がございました。

【騒音・振動】の番号4として、勧告基準値と同値の場合の記述の仕方について御指摘がございました。

事業者からは、同値の場合の評価方法について説明がございました。

【日影】の番号1として、日影の調査地点、特に北側の児童遊園について御指摘がございました。

事業者からは天空写真を用いた評価と、等時間の日影線の評価の2つの予測を行っており、北側のどこか特定の地点を絞って日影線を書いているわけではないとの回答がございました。

【日影】の番号2として、特にある場所をピックアップして調査する際には、日影の影響を大きく受けてしまう場所もピックアップすべきであるという御意見がございました。

事業者からは天空写真の地点は、東西南北バランスを見ながら配置している。当該児童遊園の影響については、重点的に確認し、提示の仕方も含めて検討するとの回答がございました。

【日影】の番号3として、他の高層建築物による影響もあるため、説明するときにより丁寧に対応してほしいとの御意見がございました。

事業者からは、複合影響は当然生じる部分があると思う。現況も含めて確認していければとの回答がございました。

【風環境】の番号1として、風環境の評価について、住民に説明する際には、風というのは確率的な方法で評価するものであって、100%ある地域において何m以上の風は吹

かないということではないのだということをしつかりと伝えてほしいとの御意見がございました。

事業者からは、東京都及び港区の手続を踏まえながら、防風の高さなどを確保し、実施していくことを考えているとの回答がございました。

【風環境】の番号2として、事後調査を行った際に悪化している場所があったらしっかりと対応してほしいとの御意見がございました。

事業者からは、必要に応じて追加対策を検討していくという回答がございました。

【風環境】の番号3として、鳥居坂と外苑東通りの角に立ち上がっている壁について質問がございました。

事業者からは、この中に空調機械等が入っており、防風、防音のために計画しているとの回答がございました。

【風環境】の番号4として、緑の防風機能について質問がございました。

事業者からは、防風壁と防風植栽を合わせて風の環境評価をクリアしているとの回答がございました。

【景観】の番号1として、委員より、景観、緑地の構成の変化は、アセスとして残しておく情報であるので、検討してほしいとの御意見がございました。

事業者からは、検討するとの回答がございました。

【景観、史跡・文化財 共通】の番号1として、国際文化会館と開発区域との隣接部分や眺望について質問がございました。

事業者からは、文化会館本館から庭園を眺めたときの景勝を壊さないように、南側の高さを決めたことや、また、国際文化会館西側の階段の辺りを段々に緑化しながら繋いでいく形にしているとの回答がございました。

委員からは、言葉の説明だけでは厳しいところがあるので、もう少し開いた図面を用意してほしいとの御意見がございました。

【史跡・文化財】の番号1として、岩崎邸庭園の擁壁の残し方について質問がございました。

事業者からは、擁壁は上段と下段があり、上段はなるべくいじらず、下段はしっかり補強し、建物で押さえていくことを考えている。この擁壁は芋洗坂にも沿ってあり、このレッドゾーンを再開発で一気に解消していこうというのが、大きな目的の一つになっているとの回答がございました。

【史跡・文化財】の番号2として、埋蔵文化財の協議状況について質問がございました。

事業者からは、港区教育委員会と協議し、7,000㎡の調査を行っており、残りについても調査を適切に実施していくとの回答がございました。

委員からは、地下8階と非常に深い掘削が行われるので、旧石器時代などもっと古い時代があるのか、その視点からも港区と協議していただきたいとの御意見がございました。

【史跡・文化財】の番号3として、江戸時代の街の構造をバックボーンとした地域構造について質問がございました。

事業者からは、今までの土地利用状況を考慮したゾーニングを考えた上で計画していきたいとの回答がございました。

その他の項目につきましては、記載のとおりでございます。

資料1-1の説明は以上でございます。

続きまして、資料1-2の説明でございます。資料1-2を御覧ください。

4月17日に「都民の意見を聴く会」が行われ、1名の公述人により公述が行われました。その内容について御説明いたします。

公述の内容は、二酸化窒素・浮遊粒子状物質、CO₂排出量、道路環境、緑化計画、風環境の5つに分けられました。

限られた時間の中で説明いたしますので、特に環境の保全の見地からの意見について要約して説明いたします。御了承いただきたいと思います。

まず、二酸化窒素・浮遊粒子状物質についてですが、本計画では、地下駐車場及び熱源施設の排出口が北東角にあるので、街に来る人々に影響を与えるだけでなく、麻布保育園に多く蓄積することとなる。評価書案では基準値内とされているが、現状より悪化することとは間違いなく、未来ある子供たちへの悪影響となる。東京都や港区として、このような判断を行うことは、行政としてあるまじき行為である。事業者の見解も具体性を欠くばかりか、削減の実施すらあいまいにしており、不十分である。そのため、排出口の位置を変更するよう計画を見直すべきであるとの意見がありました。

次に、CO₂排出量についてですが、都市計画審議会において、本計画は年間CO₂排出量がオフィスビル棟だけで53,200tであると発言があったが、環境影響評価書案にはCO₂に関する記載が見受けられない。新たな開発を行う上で、現状と新しくできるビル等との排出量の比較がなされるべきであり、大幅に超過するのであれば、計画を再考すべきであるとの意見がありました。

次に、道路環境についてですが、現状、外苑東通り北側で渋滞が発生しており、これは外苑東通りに都市計画道路拡幅未了部分があることが原因である。外苑東通りは港区マスタープランにおいても早期に整備する部分と指定されているが、拡幅事業は推進せず、拡幅済み道路をさらに拡幅する行為は従前の施策、行政判断と整合しない不合理なものである。

見解書内に六本木五丁目交差点における鳥居坂通りへの右折車線長の不足という見解があるが、道路拡幅未了及び駐車車両増加によるものであり、見解が間違っている。芋洗坂の延伸は新たな渋滞を生むことは明らかである。現に、麻布台の開発により新設された飯倉公館前の交差点の影響から、飯倉片町交差点内に大きな渋滞を生んでいる。今回の計画でも同様な問題が発生することは明らかで、道路環境の面から計画の再検討をするべきであるとの意見がありました。

次に、緑化計画についてですが、本計画の緑化計画は、東洋英和女学院や日本銀行鳥居坂分館の既存樹木を伐採し、屋上緑化に変更するというものである。樹木をわざわざ伐採し、表面的な緑化にすぎない屋上緑化に変更することは、都心の森というコンセプトに逆行するものと言わざるを得ない。事業者の見解では旧岩崎邸庭園は残し、再開発事業で整備する緑化と併せてまとまった緑空間を創出する方針としているが、屋上緑化では森にはなり得なく、コンセプトに逆行しているという都民からの意見の回答になっていない。屋上緑化はその場に来る方が身近に感じられる緑ではない。今回の緑化計画は根本から見直すべきであるとの意見がありました。

最後に、風環境についてですが、六本木エリアでは複数の超高層ビルが建設されており、それら全てからの風の影響を考えていると言われるが、白金高輪エリアにおいてタワーマンションの乱立が強風を生み、走行中の車ですらあおられる恐怖を感じる日も増えている。高層タワーの風環境の最悪の場合を想定できていないのではないか。計画高さを下げ、風の影響を最小限にするべきであるとの意見がありました。

資料１－２の説明は以上です。

○奥部会長 御説明ありがとうございました。

それでは、まず、前回の質疑応答について修正等がございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。発言される際には、最初にお名前をお願いいたします。なお、事業内容や評価書案に関する質問については、このあとの事業者の方との質疑応答の際にお願いしたいと思います。

資料１－１の内容については、修正等がございますか。

速水委員、お願いいたします。

○速水委員 速水です。

前回、複合的影響ということでお話しさせていただいたのですが、技術指針のほうによると、「複合」ではなくて「重合」、重ね合わせるという表現になっていますので、そこは訂正させていただければと思います。

○奥部会長 大気汚染のところで、複合的な影響。４ページですかね。

○速水委員 ４ページ、５ページ、両方です。

○奥部会長 そうですね。「複合的な影響」とか「複合影響」という言葉がありますが、「重合」ですか。

○速水委員 はい。重合計算を行うということです。

○奥部会長 というふうに修正するということで。

事務局もそれで大丈夫ですね。

○藤間アセスメント担当課長 承知いたしました。

○奥部会長 では、そのように修正をしていただきます。ありがとうございます。

ほかの点はいかがでしょう。

オンラインで御参加の委員の方、いらっしゃいますか。大丈夫ですか。

それでは、今、速水委員が御指摘の、「複合影響」、「複合的な影響」のところを「重合的」、もしくは「重合影響」に修正するということで、それ以外はないということでしょうか。

(無し)

○奥部会長 ありがとうございます。

事業者の方は、前回の質疑等について補足等がございますか。大丈夫ですか。

(無し)

○奥部会長 では、次に資料１－２ですが、こちらは「都民の意見を聴く会」が４月１７日に開催されまして、そこに速水委員と私が出席いたしました。出席していただいた速水委員から御報告や感想等がございましたらお願いしたいと思います。

○速水委員 はい。御存じのように、公述人の方は１名で、地元の方でした。意見はここに書かれている内容をお話しされる形でした。印象としては反対ありきではないという意見だったと思います。

内容について2点ほど確認させていただいて、1つは渋滞について。これは御自身が日常運転されていて感じるのだそうです。あと屋上緑化については、屋上緑化ではなくて今の環境を守ってほしいというのが趣旨だというお話でした。

○奥部会長　ありがとうございます。

私からも若干コメントと申しますか、補足をさせていただきます。

資料1-2の2のところにCO₂排出量についてという項目がございまして、こちらについて具体的なオフィスビルからのCO₂排出量の数字をお示しいただいております。

こちらは東京都の都市計画審議会の議事録から公述人の方が見つけてこられた数字ということで、定量的な数字がここで示されているということです。この案件の場合は特定地域における事業ですので、評価項目として温室効果ガスはないのです。

ただ、そんなこととは関係なく、やはり都民の方、もしくは、それ以外の方も含めて、ゼロエミッション東京を東京都が目指す中で、これだけ大きな開発がなされるときに、CO₂についての言及が全くないということについては、やはり疑問を持たれるところだろうと、改めて公述人の方の御意見も伺って私も思ったところです。

定量的にしっかりと把握できている部分については、ぜひしっかりと出していただきたいと、私も思ったところでございます。

あと、マンションのほうですね。住居棟のほうはなかなか難しいのかもしれませんが、こちらについても、どのように温室効果ガスの排出量を抑制していくのかということについても、しっかりと情報提供していただく必要があるかなと、私も御意見を聞いて感じたというところを申し上げておきます。ありがとうございました。

それでは、続いて、事業者の方との質疑応答を行うことといたします。

御出席されている委員の方から御質問や御意見をお願いいたします。発言される際には、最初にお名前をお願いします。

では、発言を希望される方がいらっしゃいましたら、挙手等でお知らせください。

皆様が今考えていただいているうちに、今、私が「都民の意見を聴く会」で指摘されたCO₂排出量について、若干補足をさせていただきましたが、事業者の方から、実際にCO₂排出量の定量的なところを把握されているのかどうかということと、その数字と、それから、住居部分についてはどのようなお考えかということ、そこを確認させていただけますでしょうか。お願いいたします。

○事業者　事業者から回答させていただきます。WEBにて失礼いたします。

まず、計画全体のCO₂排出量の想定につきましては、東京都環境局の省エネカルテの
平均値等々から想定をさせていただいております。それによりますと、街区全体で年間約
59,000tの排出を想定しております。このうち約6,800tは住宅からの排出という
ことで想定しております。

こちらで回答になっておりますでしょうか。

○奥部会長 ありがとうございます。この数字はどこかで公表されているのですか。

○事業者 公表している値ではないです。

○奥部会長 そうですか。分かりました。

では、都計審で出てきた数字というのは別に、事業者の方から出した数字というわけ
ではないですね。その場合、前回の「都民の意見を聴く会」でもよく分からなかったところ
なのですが。

○事業者 事業者から回答します。

都市計画審議会の前に、都市整備局からその質問がございまして、今、WEBで参加し
ている同社の者が申し上げた数字を事前にお伝えをしておりました。なので、都市整備局
から多分情報提供があったものなのではないかと考えております。

○奥部会長 そうですか。分かりました。数字が若干違うようなので、経緯は恐らくそうだ
ろうということですね。分かりました。

資料1-1の18ページ、その他の3ですが、そこに、前回、堤委員だったと思いますが、
御指摘がありまして、検証した結果はしっかりと公表していただきたいということで、
事業者の方も承知したと回答されていますので、しかるべきタイミングと方法でしっかりと
公表していただいて、温室効果ガスの削減にも取り組んでいくのだと、積極的な姿勢を
ぜひ示していただければと思います。お願いいたします。

では、高橋委員、どうぞ。

○高橋委員 高橋と申します。よろしくお願いいたします。

念のため確認させていただきたいのですが、今日の資料の13ページ、風環境の3に、
事業者からの説明として、かなり大型の空調機械、クーリングタワーが入って、そのた
めの防音壁をつくる予定であるということが書かれています。

空調機械でかなり大型となると、一般論としては低周波音がかなり出てくる可能性があ
ると思います。ここで計画されている防音壁がルーバー状ということでしたら、隙間があ
るタイプだと思いますので、低周波音が外に出てくる可能性があると思うのですが、今回

の評価書案では低周波音は評価の対象とはされていないですね。

そうすると、事業者としては、低周波音は出てくるにしても、評価の対象にするほどではないというお考えなのでしょうか。そこを確認させてください。お願いします。

○奥部会長 それでは、事業者の方、お答えをお願いいたします。

○事業者 高橋委員、御質問ありがとうございます。

今の低周波音のお話ですが、委員御認識のとおり、今回の環境影響評価の中では、項目としては選定しておりません。

今のお話のクーリングタワーのところの防音壁の設計面とか形状、今、ルーバーというお話も出ていましたが、そこを考慮した上での低周波音が、どの程度外部まで影響が生じるかというところに関しましては、確認が実際取れておりませんので、そういったところも含めて、形状面も含めて確認しながら、万が一低周波音の影響が周辺環境に生じるようなことがあるのであれば、そのあたりも含めて調整をしていきたいと思います。ありがとうございます。

○高橋委員 分かりました。確認していただける、検証していただけるということであれば、それでよいと思います。もし影響が出るような可能性があるとしたら、ちゃんとした対策を取っていただければと思います。

○奥部会長 ありがとうございます。

それでは、玄委員、どうぞ。

○玄委員 玄です。

先ほどの防風対策に関する質問に追加したいと思うのですが、評価書案の7-163ページを併せて見ていただきたいと思います。

特に（２）の防風壁及び防風植栽のところで、防風壁が実際どういう状況になっているか見ていたら、これが今の（２）の図の中に表示されているところを見ると、樹木のスケールとほとんど差がないように見えるので、これはどのような防風壁なのかというのを教えていただけないでしょうか。

隣の（１）を見ると、長いほうで設置されているのです。（２）のほうはさらにこれが、樹木のスケールと同じぐらいだったので、これが本当に防風壁の役割をしているか、あとは、なぜこのようなスケールになっているかを教えていただきたいと思います。

○奥部会長 では、まずその点、お答えをお願いいたします。

○事業者 森ビルと申します。

こちらのほうは、風環境の実験をしている中で、木でできればナチュラルな、都心の森を目指しているのもあって防げるといいなと思ったのですが、やはり木だけですと密集させてしまい木の環境にとってはよくないので、そういう部分については、短い壁であっても風の影響がどれくらい防げるかというのは、少しトライ・アンド・エラーしてみて、（１）のほうでは短い壁があったり長い壁があったりするのですが、（２）の部分については、ある程度長さがなくても風を防げるということが確認できたので、今はそちらの壁で考えております。

こちらのほうは、できるだけ人が歩ける環境にもしたいと思っているので、あまり長い壁で閉鎖したくないという思いがありまして、このような対策を今考えております。

以上ですが、御質問があればお願いします。

○玄委員 これまで防風対策でこういった組合せを見た事例は少なかったと思うのです。なので、現実的にこれはどのどれくらい再現性があるか、あとは、実際本当にこれが、こういうふう to 設置されるという前提で防風対策をしていたと思うのです。

なので、本当に現実に近づいた案で実験などが必要だと思っているのです。例えば、本当に壁のようだとすると、それが具体的にどのような壁かというのを、もっと具体的に検討する必要があるかなと思っています。

今、話の中で見ると、もしかしたらこれが本当に実際に再現できているか、建設後にこれと全く同じようになるかどうか、そこまでやるかどうかは気になりました。

○事業者 できるだけこちらで実現すべく、屋上緑化にはなっていくのですが、基礎の検討とか、植栽の配置については検討していきたいと思っております。

○玄委員 分かりました。これは現実に近づいた案で検討する必要があると思いました。

○事業者 御指摘ありがとうございます。今後を含めて検討していきたいと思っております。

○奥部会長 玄委員、よろしいですか。ありがとうございます。

ほかの委員の方はいかがでしょうか。

速水委員、お願いします。

○速水委員 速水です。

まず確認ですが、7-45ページ及び7-49ページ、それぞれの表の中で、排気口の高さがT.P.プラスという形で書かれているのですが、T.P.というのは東京湾の水面高さでよろしいですか。そうすると、このあたりの標高を考えると、実際の排気口高さというのは地面からどれくらいになるのですか。

○奥部会長　お答えをお願いします。

○事業者　速水委員、御質問ありがとうございます。標高の御質問をいただきました。

この地区は、非常に高低差が多くある場所柄になっておりまして、一番高いところだと、六本木交差点辺りでT.P. 30 mぐらいが地盤面、道路レベルになっております。

一番低いところだと、地区の一番南側、鳥居坂という坂が地区の東側を通っているのですが、その東側の鳥居坂の坂下のところでT.P. 11 mぐらいというような高さになってございます。

○速水委員　そうしますと、例えば、A1街区のNo. 1の2の駐車場排気、T.P. +34.8 mとか、A1街区の熱源施設のT.P. +78.5 mというのは、地面からだどれぐらいの高さになるのでしょうか。

○事業者　正確な地面の高さは、今資料として持ち合わせておりませんが、おそらく、前面の道路がT.P. +27.8 mぐらいになるかと思います。ですので、地面からだと7、8 mぐらいの高さになるのではないかなと思っています。

あと、排気口の高さがT.P. +78.5 mとなっておりますので、ここが50 mぐらいということになるかと思います。

○速水委員　分かりました。そうすると、排気速度もそれほど大きくないということで、特に駐車場排気のところ、地面から7、8 mということは、2階、3階ぐらいの高さで、前回公述が行われた会場は保育園の横ですので、ちょっと辺りを散策したのですが、そうすると、保育園の建物の高さと同じぐらいになってしまって、こうなるとおそらく、建物影響によるダウンウォッシュが起こりかねないのではないかと思います。

また、熱源施設についても、全部3つ足し合わせて1つの煙突でよろしいですかね。A1街区のほうです。

そうですね。そうすると、排出量はかなりの規模になってきて、ちょっと調べたのですが、ごみ処理場よりもちょっと多いかなと。火力発電所よりは少ないのですが。やはり都心の真ん中でこの規模のNO_x排出量があると、短期高濃度のほうにも目を向ける必要があるのではないかと思います。

東京都環境影響評価技術指針を確認したのですが、長期のほうはやるというのは原則です。ただ、高濃度汚染の発生が予想される場合は、必要に応じて短期平均値についても予測ということが書かれていますので、必要性を検討いただけないかというのが私の意見です。

○奥部会長　ありがとうございます。

いかがでしょうか、今の御指摘に対して。

○事業者　速水委員、御質問いただきありがとうございます。

まず、熱源施設の容量、スペックに関しましては、事業者のほうでも、前回の審議会、また都民及び公述人の方からの御意見を踏まえながら、容量の低減を含めて、あともう1点、排気の向きになるのですが、道路上に最大着地が出ている理由といたしましては、今回、駐車場の出入口を活用しながら排気していきましようということで考えていまして、横に吹かせるような形になっているのですね。

ここを今上向きに、上空に一回上げて、そこから拡散させるような、そういったような検討もしているので、そうすると、今、7、8 mのところから、さらに突出予測、1 桁台のデータにはなるとは思います、上に吹かせて、そこから周辺に拡散されていくような計算の方法になってくると思うので、そのあたりも含めて事業者のほうで保全の措置として追加の検討はしているところです。

もう1点、短期濃度の件ですね。こちらにつきましては、私も全ての過去案件を把握できているわけではないですが、東京都では、今、速水委員がおっしゃるとおり、原則長期濃度でされているケースが多いのかなと思っていますところでございます。

短期濃度は、技術的には、例えば、大気安定度いくつ、風速いくつと特定の条件を与えることで計算は可能だと思います。ただ、一点課題というか、懸念事項としましては、熱源施設の NO_2 、二酸化窒素を予測しておるのですが、そちらについて環境基準というものが具体的に設けられていなかったりするとの認識ですので、そういった予測したものに対する評価をどうするかといったような課題もあるかなと思います。

そのあたりを含めて、計算の手法、また、どう評価するかということも、今後、東京都を交えながら検討させていただければと思います。

○奥部会長　速水委員、いかがですか。

○速水委員　検討をよろしくお願いいたします。

○奥部会長　検討されて、その結論については、予測されるということになった場合も、その結果も含めて、評価書のほうにはしっかりと書いていただけるということでしょうか。

○事業者　そうです。まず、先ほど速水委員がおっしゃったとおり、「高濃度の想定がされる場合は」というような技術指針上のただし書きというか、書きぶりにはなっているかなと思いますので、熱源施設は、現状、年平均値で寄与率が小さかったりするところがござ

いますので、数字を見ながらまた東京都と御相談しながら、評価書への記載の可否を含めて御相談させていただければと思います。

○奥部会長 速水委員、それでよろしいですか。御希望としてはやはり、しっかり評価書で示すべきだということだと、私は理解したのですが。

○速水委員 判定基準がありますよね、暫定的に。それをぜひ適用して、まず必要性を検討していただければと思います。

○事業者 まずはそうですね、対応されるところから話が行って、判定基準にかかるか否かも含めて判断させていただければと思います。

○奥部会長 分かりました。ありがとうございます。

ほかはいかがですか。横田委員、お願いします。

○横田委員 横田と申します。

大きくは二点を伺いたいのですが、今回、崖線の環境の変化が読み取れる図というのが見当たらないのですが、5－8ページの主要な坂道の高低差を踏まえると、芋洗坂側で約18.5m、鳥居坂側は、南側に寄ってはいますが、13m以上の高低差があつて、5－19ページに歩行者ネットワークの断面図、東西貫通通路、南北貫通通路の断面図があるのですが、こちらの高低差がこれを踏まえたものになっているのかということですよね。

これが少し図面として、そういった崖線の改変を踏まえた図になっていないのではないかとということが1点です。

今回、崖線の環境がどれだけ変わるのかということは、防災、安全上の観点もそうですし、植物の生息環境としての変化も重要な視点だと思いますので、それをきちんと書いていただく必要があるのではないかと。

前回そういった形で、緑化の面積を質的に分けてほしいとか、あとは、こういった地盤がどう変わるのか分かるようなデータも出してもらえるとよいという話であったと思いますが。

併せて、5－22、23ページで緑化面積を出されていますが、地上部と屋上部に計算を分けることができているはずだと思いますが、地上部、屋上部というような形だけでも出していただくことができないのかということが1つです。

もう1つは植物ですが、景観の7－186ページのところに、「植栽の樹種は生育環境に適したものであるとともに、周辺の街並みや街路樹と調和したものを選定する」と書いてあるのですが、今回かなり防風植栽が多くて、こちらで緑化をする場合に、生育環境に

適したものというよりは、防風植栽として適したものになってしまうのではないかと思います。

在来種の選定ガイドラインというのが東京都にあります。こちらを踏まえたものを検討しているのかどうか。それから、ここの環境が、どれだけ質的に生物の生息環境として配慮されているのか。1号緑地、2号緑地が面的に塗られてはいるのですが、こういった緑地になるのが質的に読み取れないと思いました。

そのあたりを教えていただきたいと思います。

○奥部会長 ありがとうございます。大きく3点ですかね。

○横田委員 地盤と緑化面積の仕分けは別の話かもしれません。

○奥部会長 では、順番にお答えいただけますか。

○事業者 横田委員、御質問ありがとうございます。

まず、現在の崖線がどうなっているかと。従後にその辺りがどう変化していくのかというのが、1点目の御質問だったかと理解しております。

現状の崖線の位置がどこになるかというのは、資料上お示しできていないかと思います。5-19ページを参考までに御覧いただければと思います。

先ほど速水委員の御質問の際にも申し上げましたが、こちらの地区は非常に高低差があるということで、5-19ページの一番上に南北貫通通路という赤点線がある部分があるかと思います。芋洗坂通りにちょっと入ったところで現状の崖線があります。大体この赤点線の部分が現状の崖線のある位置ということになるかと思います。

こちらの地区の中に、崖線の部分が土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンに今指定されていることもございまして、その崖地の解消というのも再開発事業の中の一つの目的として考えているところです。

ですので、その崖を、実際には建物を建てる際に崖を壊しまして、安全なまちづくりをしていくというような計画を考えているところです。

東西貫通通路は、芋洗坂通り側で高低差が出てまいりますが、こちらの部分は、エスカレーター、エレベーターで道路に据えつけていくというような計画をしています。

1点目についての御回答としてよろしいでしょうか。

○横田委員 そのページの一番下でいいと思いますが、南北貫通通路ですね。南北貫通通路のグレーの部分が地盤と考えると、原地形ではないですね。

原地形はもっと芋洗坂側は比較的なだらかに崖線が続いていると思いますが。これには

高さは、造成した建物の高さが表現されていますが、どの部分が原地形の高さを位置しているのかというのが分からないのですが、これはどう読み取ればよいのでしょうか。

例えば、南側に行ってB街区に入ってくると、原地形の地盤の高さと同じと読んでいいのか、読んではいけないのかが分からないのです。

○事業者 断面を切る位置によっても結構変わってしまうというのが、この地区の特性としてございますが、例えば、現況の高さを調査してこちらにお示しするような形を取っていくのではいかがでしょうか。

○横田委員 そうですね。そこが分からないので、この地形が、どこまでが造成地で、建物で、どこまでが原地形の高さなのかが読み取れないと思ったのです。

○事業者 承知しました。その表現について検討させていただきます。

○横田委員 お願いします。

B街区の地盤はほぼ原地形と同じということで、地表面は台地の地表面が残るということとでよろしいですか。

○事業者 その観点で申し上げますと、現況の、B街区の緑地1号の下の部分と言えましょうですね、駐車場として利用を想定しております。ですので、一度掘削はいたします。なので、現状の地表は一度掘削をした上で、駐車場を整備して、その上に緑地を整備していく、人工地盤上に緑地を整備していくというような計画になってまいります。

○横田委員 C街区側は変わらないのでしょうか。

○事業者 はい。C街区は現状の地盤も残ります。学校施設を想定しておりますが、学校の建物下は一部、掘削する部分が出てくるかと思いますが、C街区のうちの南側の部分、半分ぐらいグラウンドになる予定です。そちらについては、現状の地盤が残るのではないかなという計画を今考えております。

○横田委員 分かりました。

そうしたときに、先ほどの5-22、23ページの計画緑化面積ですね、これはおそらく地上と人工地盤上に分けて検討できていると思うのですが、面積を分けていただくことはできますか。

○事業者 御質問ありがとうございます。今のお話に関しましては、言われるとおり、まず、数値上お分けすることは可能かと思います。

さらに、これまでも何度か、屋上緑化という表現に対して少し分かりづらいといったようなお話もいただいていたかと思いますが、こちらにも新たな表現方法として考えてお

ところが、5－24ページで緑化計画図をお示ししておるのですが、こちらの中では、屋上緑化を薄いグリーンで一括りにしてしまっておりますので、実際、人が触れ合えるというか、屋上緑化の地上レベルといいますか、ちょっと難しいのですが、完全にタワーの上の触れられない緑なのか、そうではない緑なのかということの凡例を使い分けることも考えていますので、そのあたり、面積プラス、見えるものとしても、図面としてもそういった区別を取りたいと思っています。

○横田委員　ありがとうございます。ぜひそのようにお願いしたいと思います。

これらの質に関して、先ほどの在来種選定であるとか、環境としての質とどのような配慮をされるお考えでしょうか。

○事業者　ランドスケープのほうから回答します。

まず、防風林だらけなのかという質問に関しては、当然、風洞実験に基づいて、その防風林は用います。それについては、ガイドラインはもちろんです。現在、タブ、シラカシなど、基本的には在来種のもので対応していくと。

それ以外どうなるのかというと、当然対策はされてくるので、日影の問題、土圧の問題、それから、傾斜の問題、そういったもろもろのレイヤーを重ねて、適切な緑というところが、先ほどの表現の、要は、周りの環境に合わせて、風だけではなく全ての環境を併せて選定をしていくというのが現状であります。

また、生物多様性ガイドラインを含めて、弊社のほうも、仙石山森タワー以来、生物多様性の配慮というところには気を遣っておりますので、生き物に対しては立体的な緑や質の問題というところは配慮して、緑化計画をしていくというところが、現在の状況になります。

○横田委員　そのあたりもぜひ文言にしていいただきたいと思います。景観のところでもいいかなと思いますし、それから、緑化計画のところですね。そういったところに、生態系に対する配慮ということでどのようにお考えなのか、質的な観点を少し記載していただきたいと思います。

先ほどの5－24ページの図面で、人工地盤の上と屋上というのは別なのですか。一緒になっていますが、全て屋上緑化という考え方ですね。あと駐車場の上も屋上緑化と書かれているという理解でよろしいのでしょうか。

○事業者　はい。要は、地球か人工地盤かの分けです。緑化計画書上の屋上か地上かで分けていますので、人が触れる緑かどうかの分けではない、屋上だと触れないイメージがどう

してもついてしまうのですが、あくまでも緑化計画書上の屋上、地上の分けかどうかとしていただければと思います。

○横田委員 分かりました。B街区のところは人工地盤上であり、高さも比較的原地形に近い高さであれば、屋上緑化というよりは、人工地盤上の緑化と見たほうが、一般的に屋上緑化というと建物の上にあるように読み取られがちですので、人工地盤上と分けてもいいのかなと思いました。そのあたり、分けていただけるということで、適切に表現いただければと思います。

○奥部会長 ありがとうございます。

それでは、どういうふうに表示するのも含めて御検討いただいて、評価書にそれを反映していただくということでお願いいたします。ありがとうございます。

他はいかがですか。大丈夫でしょうか。

史跡・文化財のほうは、水本委員は特にございませんか。

○水本委員 水本です。

先ほど来、自然地形と変更地盤の関わりについての図が、正直、前回申し上げたように少し足りていないなというようなイメージを持っていて、横田委員の質問にその点もあったかと思いますが、私もぜひ、史跡・文化財という意味でも、そちらが欲しいなと思っていますので、ぜひ追加の提示をお願いしたいと思います。

それ以外に、前回既に遺跡の調査に入っているようなことも伺ったように記憶しているのですが、そういった意味では、遺跡の調査の中でも、実は、自然地形の深さとか、それから、例えば江戸時代のかさ上げとか、そういった情報も既に入ってきているのかなというイメージもあるのですが、そういう意味では、それも加えて反映させていただけるということは、今後あり得るのか、お聞かせ願いたいと思っています。

○奥部会長 答えをお願いいたします。

○事業者 水本委員、御質問ありがとうございます。

今おっしゃられた、まず1点目といいますか、地形のお話に関しましては、これまでお答えさせていただいていることプラス、こちら断面図をお示しさせていただいております、5-14ページにあるのですが、こちらの中でも、ここはやはり将来形の地形になっていきますので、こちらの中でも原型を重ねてみて、どういう見え方をするかも含めて確認は取らせていただきたいと思っていますので、断面図を含めて現況の地形を、改変の度合いを委員の皆様がお知りになりたいというところだと思うので、検討させていただ

ければと思います。

もう1点、史跡・文化財の調査状況に関しましては、前回の審議会でお答えさせていただいたとおり、一部調査を実施しているところを加えて、今後の部分に関しましては、教育委員会や港区との協議の中で進めていくところになります。

その結果を、評価書の中で掲載する方向、数値をどの程度までお出しできるかとか、どこまで調査が進んでいるかという話もあると思うので、そのあたりにつきましては、今後の協議状況、調査状況を踏まえながら検討させていただければと思います。

○水本委員 お答えありがとうございます。

遺跡の発掘などについては御協力いただけるという御回答を、今までも得られていますので、その点は理解しているのですが、その上で、結果の反映というのが、評価書案、評価書の計画と遺跡の調査結果の取りまとめというのが、必ずしもうまく時間的な整合を取れない部分もあるかと思うので、その辺は無理やり入れ込んでという意味ではないですが、地形については、例えば大きい調査ですと、試掘の際ですとか、そういうところで簡易なテストピットをあけたところでも、ボーリングデータ以上のものがおそらく得られているかと思うので、点で構わないので、そのあたりのデータを入れ込んでいただくと、先ほどの横田委員の御質問にも答え得るような地形のデータというのは、そういったところからも補足的に得られるのではないかと思います。

ここに柱状図1本でもいいので、例えば、1本、2本でも得られたものを反映できるようなことがあれば、自然地形がどのレベルで、人工地盤はどのレベルでというようなことが、もう少し子細に分かるようなものが取れるかなと考えております。

やはりここは起伏が非常に激しいので、おっしゃられたように、ポイントポイントで図を出されているのですが、少し追加的な情報が必要かなと私は捉えております。

その上で、あくまでも例えばですが、こちらは断面で一直線に統一した図なので、どうしても1か所の地形というふうになってしまいますが、例えば明治42年に陸軍参謀本部が取られた実測1万みたいな図面があるのですが、そういった平面的なものにも谷地形などが描かれたものがありますので、そういう古い地形図などを取られても、ここはどういう改変があったかみたいなことがもう少し正確に出せるのではないかと。

そこをさっき言ったポイントでの遺跡の情報なども加えれば、もう少し過去の起伏についてはつまびらかになった上で、こちらをというようなこともできるのかなと思いましたので、御質問させていただきました。

これだけいかがでしょうか。コメントをお願いします。

○奥部会長 どうぞ、お願いします。

○事業者 水本委員、補足等ありがとうございます。

今おっしゃられたとおり、タイミングについて、私も今の回答の中でちょっとやむやというか、懸念しておったとおり、実際の試掘等の調査に関しましては、工事の直近や工事しながらになっていくと思うので、それを評価書の中でというのはなかなか難しいところが出てくるかなと思っておりました。

加えて、今おっしゃっていただいたとおり、一方で、ボーリングの調査とか、おっしゃられていたような既存の資料というのものもあるかなと思いますので、そのあたりを踏まえながら、掲載できるもの、できないもの、そのあたりも判断させていただきながら、より分かりやすい図書になるように努めたいと思います。ありがとうございます。

○奥部会長 水本委員、いかがですか。

○水本委員 お答えとしては十分御対応いただけるということですが、コメントだけ最後つけさせていただきます。

江戸時代にもかなり土地造成をやっているとして、そのあたりで地滑り等を起こすということも可能性としてはあり得て、そういうことを知っておくというのは、やはり土地を開発される以上は非常に重要な情報だと思いますので、知っておいていただきたいというのがありますので、コメントとして残させていただきます。

○奥部会長 ありがとうございます。

それでは、過去の資料など、どこまで何が入手できるかというところも御確認いただいて、掲載可能な内容があるかどうか、そこも御検討いただくということでよろしいですか。では、お願いいたします。

ほかの点はいかがでしょう。

速水委員、どうぞ。

○速水委員 速水です。

先ほどT.P.のところで質問させていただいたのですが、煙源の高さというのは計算条件に必須ですので、環境影響評価書のほうに必ず記載するようにお願いします。

○奥部会長 大丈夫ですか、今の点は。事業者の方。

○事業者 はい。

○奥部会長 では、そこはしっかり記載していただくということで、お願いします。

ほかにございますか。一通り御意見、御指摘いただきましたでしょうか。大丈夫ですか。

(無し)

○奥部会長 では、ほかには御発言がないようですので、本日の審議は以上とさせていただきます。事業者の皆様、どうもありがとうございました。

では、事業者の方は退室をお願いいたします。

(事業者退室)

○奥部会長 それでは、以上の議論を踏まえまして、次回の総括審議へ向けた審議事項の候補を挙げていきたいと思います。委員の皆様から御提案をお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

では、高橋委員、どうぞお願いします。

○高橋委員 高橋です。

騒音・振動に関してですが、本資料ページ6の騒音・振動の1番で、建設機械の稼働による騒音に関してですが、事業者から「適切に対応する」という回答をいただいているのですが、予測値が勧告基準ぎりぎりとか、かなり近い値になっていることを考えると、念押しという意味もあるのですが、これを答申の中に含めていただいて、適切な対応、措置をきちんと取ってもらうようにしたほうがよいかなと考えて、これを推します。よろしくをお願いします。

○奥部会長 ありがとうございます。騒音・振動の1番ですね。こちらを総括審議の候補として挙げていただきたいという御意見です。

ほかにはございますか。玄委員、お願いします。

○玄委員 風環境の1番と4番を併せて提案したいと思っています。

こちらの計画地というところは多くの人が訪れる場所であるため、安全で快適な風環境の維持は必要だと思っています。今の風環境評価結果によれば、建設対策領域Bに収まっているものの、領域Cに近い地点が多く存在していることが分かりました。環境保全のために事後調査を含めて徹底した対策を講じてほしいと思っています。

そして、防風植栽を行う際についても、現状の樹木の配置と高さ、そして、樹種、防風壁を有効に組み合わせた対策をしてほしいと思っています。

特にまた、今日の話にもありましたが、敷地内外の地形の差がありますので、風環境についてさらに注意を払ってほしいと思っています。よろしくお願いします。

○奥部会長 ありがとうございます。玄委員からは、風環境の1番と、それから4番もとい

うことですね。ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。速水委員、お願いします。

○速水委員 速水です。

大気汚染からは、2番の重合計算。3番は2番で重合計算を行えば含まれることになるので、重合計算のほうを取り上げたいと思います。それと、本日申し上げた短期濃度に関する検討、この2点をお願いします。

○奥部会長 ありがとうございます。それでは、大気汚染の2番ですね。これをやれば3番も含まれるということと、それから、短期濃度のほうの検討も求めるということで、御意見いただきました。

ほかにございますか。堤委員、どうぞ。

○堤委員 温室効果ガスについてですが、こちらは総括審議には含んでいただかなくてもよいと思いますが、区長や都民の方々からも意見が出ていますし、先ほど部会長からもお話がありました。

前回コメントさせていただいているのですが、温室効果ガスの削減について、まずは事業計画全体で取り組んでいただくというのが一番大切なのですが、事業計画が今後進んで、CO₂排出量とか、何かの取組をしたときに、温ガスの削減効果の評価などがより実際に近い条件で算出できるようになると思いますので、その検証結果とか情報を広く公表していただけるように、事業者に改めてお願いしたいので、そちらは総括審議というよりも、事業者にお伝えいただければと思います。お願いいたします。

○奥部会長 ありがとうございます。では、今、堤委員の御指摘の点については、改めて事業者の方にお伝えいただくということで、事務局のほうにお願いいたします。

○堤委員 よろしくをお願いします。

○奥部会長 ありがとうございます。

ほかはよろしいですか。どうぞ、横田委員。

○横田委員 都心の森コンセプトの具体的な在り方の中に、先ほどの防風植栽の玄委員のお話にもありましたように、樹種選定というのがあって、都心の森を構成する樹種がもう少し多様である必要があるのではないかと思います。

そういったこととか、生態系に対する配慮、会社としては取り組んでいらっしゃるということでしたが、ここでどう配慮するのかというのは、少し上位の話ではありますが、やはりきちんと事業計画に対する意見として言ってもいいのではないかと考えています。

今、堤委員のおっしゃられたCO₂に関しても、アセスの項目にないから言わないというのではなくて、アセスの項目は絞り込んでいるけれども、上位計画として事業計画に対してきちんとコメントするということは、アセスの在り方として問題ないと思いますので、そのような位置づけで述べてもいいのではないかと私は思いました。

○奥部会長　ありがとうございます。ただいまの横田委員の御意見は、総括審議の中に、つまり、最終的には答申の中に必ずしも評価項目としての選定義務はないが重要である、この審議会が考える事項について意見として掲載してもいいのではないかという御意見ですね。

温室効果ガスについてもそういう方向で、もし可能であれば、それができれば望ましいと思いますが、事務局の考え方も多分あると思いますので。

○横田委員　事務局で案があれば、それを踏まえてください。

○奥部会長　お願いします。

○藤間アセスメント担当課長　温ガスの掲載については、一度部会長と御相談させていただければと思っています。

○奥部会長　では、今の御指摘も踏まえて、一度こちらで引き取らせていただいて、どういった掲載の仕方があるのかどうかも含めて、掲載するかしないかということもあるのかもしれないかもしれませんが、対応を検討させていただきます。ありがとうございます。

それから、今、御意見いただいたのは、まず、高橋委員からは、騒音・振動の1番ですね。こちらを候補とすべきという御意見。

それから、玄委員からは、風環境の1番と4番を候補とすべきという御意見。

それから、速水委員が、大気汚染の2番ですね。それに加え、短期濃度の評価というところも挙げていただきたいという御意見でした。

それから、横田委員からは、都心の森コンセプトということもあるので、樹種の選定がより多様なものになるようにといったことや、生態系への配慮がなされるべきだということ、これは事業計画全体に関わる話として挙げるべきではないかという御意見でした。

それから、堤委員と、それから横田委員からもございましたが、温室効果ガスですね。こちら事業計画に対しての指摘ということで、できれば答申のほうに盛り込んでいただきたいという御意見です。

それでは、今確認させていただいた項目につきましては、部会長と各項目の委員と個別にまた相談させていただく、あと事務局からも相談させていただくということもあるかと

と思いますが、最終的な案の策定に向けては、私部会長に一任していただければと思います
が、それでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。では、そのようにさせていただいて、事務局ともしっかり相談
して案を取りまとめたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、最後に「その他」ですが、何かございますでしょうか。

委員の皆様からは大丈夫ですか。

(無し)

○奥部会長 特にないようですので、これをもちまして第一部会は終了させていただきます。
皆様どうもありがとうございました。

傍聴人の方は退出ボタンを押して、退出してください。

(傍聴人退室)

(午前 11 時 18 分 閉会)